

オリーブ通信 2026 年7月号

「認知症と尊厳」

日本の憲法ではすべての国民は個人として尊重されるとあります。

介護保険法においても、尊厳の保持が記載されています。

2024年に施行された認知症基本法にも尊厳の保持が明記されています。

～個人として尊重される、尊厳の保持、尊厳を守るとはどのようなことなのでしょうか？～

自分の意思が尊重され、自分のことを自分で決めて自分らしく生きる。それが、個人として、尊重されること。もし、それができない状況になっても、その権利は守られるというのが、尊厳を守ることになります。

～認知症になったことで尊厳が守られないというのは、どういうときなのか？～

認知症になって、判断能力が落ち、自分でいろいろなことが決められなくなり、できなくなってきたことを、自分で何とかしようとするのだけれど、上手くいかないということが起こってきます。

周りにいる人はそれに気が付き、つい、「どうしたの？」「ダメじゃないか。」「もうやらなくてもいい。代わりにやるから」というようなことを言ってしまうがちです。

行動がダメ出しされる、存在が否定される、自分の意思を無視された、と本人が感じたとき、それは尊厳が侵害されたことになります。

～認知症の方の尊厳を守りながら支援するときに必要なことは～

(認知症家族会オリーブの参加者さんから学んだこと)

- ① 認知症の症状も含めありのままの当事者を受け止める
- ② 介護者が当事者にとって絶対的な信頼をおける人である
- ③ 本人の存在を肯定すること
- ④ 本人の自尊心を尊重する…失敗を責めない
- ⑤ 自分達だけで何とかしようとせず、サービス等をうまく使い、専門家の力も借りる

上手くサービスを使うことで、本人や家族がやってほしいこと、やりたいことが可能になる。できなくなったことを悲観するのではなく、助けてくれる人がいる。支援してくれる人がいる。そうすることで、当事者の尊厳を守ることにつながります。

家族会オリーブは、大切な人の尊厳を守りながら介護を続ける家族を支援する集まりです。皆さんが笑顔で介護ができることを支援します。